

企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和2年度ベンチャーチャレンジ職員育成支援業務

2 趣旨

複雑・多様化する行政課題に対し、現場主義のもと、前例にとらわれず、民間団体等と連携して先進性のある施策提案を行うため、ベンチャーチャレンジ職員育成事業参加職員等（以下、「ベンチャー提案者」という。）に対し、先行事例に触れるフィールドワークを含んだ政策提案力向上研修及び研究テーマに応じた専門家の派遣、研究活動の支援を実施する。

※ベンチャーチャレンジ職員育成事業の概要については、別紙「事業概要」及び「研究実施の流れ（例）」のとおり

3 業務内容

（1）研修講師派遣及び研修実務業務

ア 目的：フィールドワークを含めた政策提案力向上研修を実施し、先進的な取組事例の現場を実際に見て、聞いて、触れることで、実態把握→現状分析・課題把握→解決策提案のプロセスを体験的に学ぶとともに、新たな施策へのチャレンジ精神を涵養し、京都府の重要課題に対して、先進性が高く、府民生活の向上につながる施策提案にチャレンジできる職員を養成する。

※京都府の重要課題は、京都府総合計画（京都夢実現プラン）参照のこと

(<https://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/index.html>)

イ 対象：若手・中堅職員 20名程度

※公募等により参加。本研修受講により、同年度のベンチャーチャレンジ職員育成事業への参加を必須とする。

ウ 研修日程：2日間（令和2年5月～6月頃）

※原則、1週間程度空けて実施すること

※日程については事前に京都府と調整のこと

エ 研修内容：研修内容は以下のとおりとする。

- ・政策形成の基本知識の習得（現場での情報収集、現状分析、課題発見・解決、プレゼン等のノウハウの習得等）
- ・提案の参考となり事業化へのイメージを抱ける先進取組事例等を視察するフィールドワーク
- ・フィールドワーク終了後の振り返り

※フィールドワークは、概ね午前9時～午後5時の日帰りの日程で、借り上げバス等による視察とし、京都市内（京都府庁や京都駅等）を出発点・帰着点とすること。

※研修に使用する借り上げバス等、施設（会議室等）及び備品（プロジェクター、マイク等）は、受託者が確保するものとする。

オ 備 考：・本研修実施に先立ち、京都府でベンチャーチャレンジ職員育成事業参加に向けたグルーピングやテーマ（具体的研究内容）選定方法の習得を図る研修を実施する。（この研修に係る受託者の業務はなし）

・本研修中は、アテンドを随行させ、研修終了後、研修実施報告書を任意の様式で提出すること。

・京都府と受託者が負うべき費用分担は以下のとおりとする。

（京都府負担）

・京都府職員の出発点までの旅費及び帰着点からの旅費

※研修における、昼食代は府職員の実費のため、受託者負担はなし

（受託者負担）

・講師派遣にかかる経費

・フィールドワークのバス等の借り上げ料

・研修会場、研修実施に必要な備品、資料にかかる経費

・その他、研修実施に必要となる経費

（2）専門家派遣業務

ア 対 象：ベンチャー提案者 10グループ程度

※令和元年度からの継続研究グループのうち希望するグループ及び

令和2年度からの新規研究グループ

（参考：別紙「過去5年間のベンチャー提案一覧」）

イ 業務内容：各グループの研究テーマに関する専門知識、ノウハウを有する専門家を派遣し、研究への助言を実施

ウ 派遣する専門家：派遣する専門家については、地域コミュニティ、環境、文化、商工、スポーツ、健康福祉、働き方、観光、農林、ICT・AI、防災等、多岐にわたる分野の各専門家

エ 派遣回数：原則、1グループ2回の専門家派遣を実施。1回あたり2時間程度

オ 派遣日程：ベンチャー提案者及び専門家との調整により、決定すること

カ 備 考：・専門家への謝金、旅費、調整費は受託者負担とする。

・専門家派遣を実施する場所は、原則、京都府庁（広域振興局等含む）とする。他の施設で実施する場合は、その使用料は、受託者負担とする。

・ベンチャー提案者の研究内容や具体的な要望を把握し、どのような専門家派遣が必要かを判断するために、ベンチャー提案者に対して、面談を実施すること。面談は、必ず各グループ1回以上実施すること。（3（3）の面談と同時に行うことも可）

(3) 研究支援業務

ア 対象：ベンチャー提案者20グループ程度

※令和元年度からの継続研究グループ及び令和2年度からの新規研究グループ

イ 業務内容：・民間等の連携先を模索する提案者に対して、研究テーマ（地域コミュニティ、環境、文化、商工、スポーツ、健康福祉、働き方、観光、農林、ICT・AI、防災等）に応じた共同研究先のマッチング支援

・ベンチャー提案者を支援する体制を構築し、提案のレベルアップを図る

ウ 備考：・ベンチャー提案者の意向を聴取し、どのようなマッチング支援が必要かを把握するために、ベンチャー提案者に対して、面談を実施すること。面談は、必ず各グループ1回以上実施すること。（3（2）の面談と同時に行うことも可）

4 アンケートのとりまとめ

- (1) 業務の効果を確認するため、アンケート（様式自由）を作成・配布し、3（1）の政策提案力向上研修及び3（2）の専門家派遣終了後回収すること。
- (2) 研修業務及び専門家派遣業務終了後は、集計及び分析報告を行うこと。
- (3) アンケート結果、結果分析の報告は、紙ベースで2部及びこれらのデータを保存した CD-ROM 1枚によるものとする。

5 その他業務の履行に当たっての留意点

- (1) 本業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 受託者が本業務を通じて作成した著作物（研修テキスト、カリキュラムなどの著作物を含む。）に関する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、京都府に帰属するものとする。ただし、既に受託者が保有しているものが組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属する。この場合、受託者は京都府に対し当該著作物を使用するために必要な範囲で、当該著作物の利用を無償で承認すること。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。